



選挙・議会・広報・広聴

選挙

問 選挙管理委員会事務局

選挙権は

日本国民で満18歳以上の方は選挙権を有しますが、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと選挙のときに投票できません。同一の市町村に引き続き3カ月以上住んでいることが条件です。選挙の際は投票所入場整理券を送付しますので、投票所・投票時間を確認してください。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事、用事、旅行、冠婚葬祭、事故、病気、けが、出産等の理由で投票できない方は前もって投票ができます。身体障がい者手帳、戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が要件を満たす方、または介護保険法上の要介護5の方は、郵便で不在者投票ができます。指定された病院、施設等に入院(入所)している方は、施設の管理者の下で、不在者投票ができます。

議会

問 本庁議会事務局

飯塚市議会

○市議会は、市民の皆さんから直接選ばれた議員(条例定数28人)で構成されています。市長から提出された議案(条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約など)、議員から提出された議案、市民の皆さんから提出された請願を審議し、議決します。

定例会は年4回(2、6、9、12月)開催され、必要に応じて臨時会が開催されます。

市議会には、4つの常任委員会(総務、福祉文教、協働環境、経済建設)と、議会運営委員会を設置しています。また、必要な場合は特別委員会を設置します。

本会議 (全議員)	議会運営委員会(9人)		議会運営のための協議、意見調整を図る。
	常任委員	総務委員会(7人)	会計管理者の職務権限、行政経営部、総務部などに関すること。
		福祉文教委員会(7人)	こども未来部、福祉部、教育委員会に関すること。
		協働環境委員会(7人)	市民協働部、市民環境部に関すること。
		経済建設委員会(7人)	経済部、都市建設部、企業局などに関すること。
特別委員会(必要な場合に設置し、特定の案件について審査します。)(例)庁舎建設特別委員会、一般会計予算特別委員会、決算特別委員会 など。			

▶ 議会の傍聴

- 本会議(一般席41席、親子傍聴席、車いす席有)、委員会(10席)は、どなたでも傍聴することができます。本会議の傍聴には手続きは必要ありません。委員会については、受付手続きが必要です。

▶ 請願・陳情

- 市議会では、市政などについての要望や意見を「請願」や「陳情」として受け付けています。請願書・陳情書には、趣旨、住所、氏名などを記載し、署名又は記名押印したものを議長あてに提出することになっています。(請願の場合は、賛同する市議会議員の署名又は記名押印が必要です。)請願は、請願内容を所管する委員会に付託し、審査を行います。また、陳情は、直近の定例会で議員に陳情書の写しを配付します。

▶ 議会だより・ホームページ

- 議会だより(市報とじ込み)を発行し、定例会の報告、一般質問などの要旨を掲載しています。
- ホームページでは市議会の予定、議員名簿、本会議や委員会の会議録などを公開しています。
議会ホームページ
<https://www.city.iizuka.lg.jp/shise/gikai/index.html>

▶ 会議の記録

- 本会議や各委員会の会議録は、議会ホームページか議会事務局にて閲覧できます。また、市役所内の情報公開コーナーや各図書館でも本会議録の閲覧ができます。

▶ 議会ネット中継

- 市議会では、現在、本会議と委員会のインターネット中継(ライブ配信・録画配信)を行っています。(視聴は議会ホームページから)

広報・広聴

問 【広報・広聴関係】本庁情報管理課
【情報公開、個人情報保護関係】本庁総務課・各支所市民窓口課

▶ 広報・広聴

- 市民の皆さんに、市政への関心と理解を深めていただくため、あらゆる媒体を用いて広報・広聴活動を行います。市政に対する要望や提言がありましたらお寄せください。

市報の発行

- 市民の皆さんと市政を結ぶ市報『広報いづか』を月1回(毎月1日)発行します。市からの大切なお知らせや地域の話などをお届けしますのでご利用ください。また、視覚障がいのある人には音声による市報もお届けします。なお、各地区の交流センターなどにもご自由にお持ち帰りができるよう備えておりますので、ご利用ください。

要望・意見等の『市民の声』提案箱の設置

- 市民の皆さんのさまざまなご意見を聴くひとつの手段として『市民の声』の提案箱を市内17か所(市役所本庁、各支所、各地区交流センター)に設置し、広く市民の声を市政に反映させます。

ホームページ

- 飯塚市のホームページでは、市政情報のほか、イベントや各施設の情報、各種募集などを発信しています。
ホームページアドレス
<https://www.city.iizuka.lg.jp/>



飯塚市HP

市公式SNSでの情報発信

- ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用して、さまざまな情報発信を行っています。Facebook、X(旧Twitter)、LINEでは行政情報を、Instagramではイベント開催時の様子などを掲載しています。



LINE X(旧Twitter) Facebook Instagram

なお、LINEについては、お住まいのごみ収集日の通知を事前に受け取れるサービス、集団検診の予約などの機能が利用できます。ぜひご登録ください。

dボタンを使った情報発信(「dボタン広報誌」)

- 飯塚市では、令和3年4月からKBC(1ch)のデータ放送を活用した行政情報(災害情報やまちの話など)を発信しています。ぜひご家庭のテレビのチャンネルをKBCにあわせ、リモコンの「dボタン」を押してご覧ください。

電子メールでのご意見・問い合わせ

- インターネットを利用している人は、電子メールで直接担当課に意見を提出したり問い合わせをすることができます。各課のメールアドレスは市ホームページに掲載しています。

次ページに続く

情報公開制度

「飯塚市情報公開条例」に基づき、市が持っているさまざまな文書や情報を、皆さんの求めに応じて公開・提供する制度です。

公開の対象となる機関

- ・市長 ・企業管理者 ・教育委員会
- ・選挙管理委員会 ・公平委員会 ・監査委員
- ・農業委員会 ・固定資産評価審査委員会 ・議会

請求の方法

公開請求は、本庁総務課及び各支所市民窓口課が窓口となり受け付けています。「情報公開請求書」に、請求内容などを記入して提出してください。

また、直接窓口へお越しになれない場合は、郵送又はFAXによる公開請求もできます。情報公開請求書を市ホームページよりダウンロードしていただくか、またはご依頼があれば、情報公開請求書を送付またはFAXいたします。

☆費用負担 公開にかかる費用は無料ですが、写しが必要なときは、コピー代として1面(A3まで)につき10円負担していただきます。(カラー印刷の場合は50円。)

会議の公開

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される審査会、審議会、協議会などの会議を原則公開としています。ただし、会議の内容が次のような場合には非公開とすることがあります。

(非公開となる場合)

飯塚市情報公開条例第8条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき。

例えば、会議の内容が審査請求、苦情処理、個人の権利・利益を害する恐れがあるもの、または、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

情報提供

市民生活に密接に関係ある情報などについては、積極的に情報を提供・公表します。

また、本庁1階に「情報公開コーナー」を設置しています。行政資料の閲覧ができますのでご利用ください。

個人情報保護制度

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、市が持っている個人情報を保護するために必要な事項を定めるとともに、ご自分の個人情報の開示、訂正、削除などを請求することができる制度です。

請求の方法

個人情報の開示請求は、本庁総務課及び各支所市民窓口課が窓口となり受け付けています。請求される時は、本人であることを証明するもの(身分証明書、運転免許証など)を持参し、「個人情報開示請求書」に必要事項を記入し、提出してください。

☆費用負担 開示にかかる費用は無料ですが、写しが必要なときは、コピー代として1面(A3まで)につき10円負担していただきます。(カラー印刷の場合は50円。)

個人情報の保護のお願い

事業者の皆さんが事業を行うため個人情報を持っているときは、個人情報の保護に関する法律に基づき基本的人権の侵害を防ぐための措置を講じなければならないことになっています。事業者の皆さんのご協力をお願いします。

